

佐賀県告示第 135 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、令和 7 年 7 月 4 日から施行する。

令和 7 年 7 月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「072 Charger」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「Anus Lab. III」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「Asian Vibration」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「Erotic MONSTER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「Fellatio Queen」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「Golden Dessert」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「Magic Mind」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「MAX 19 感」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX GAMER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「ORGAZM ROCK」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「オメコ噴流」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「GAY'S HOPPER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER YABAI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「TARANTULA PZ-3」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「チクゾワ ゾわ…」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「TOKOROTEN GENOME」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「ぱい パニック」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「界」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「媚液乱舞 踊り喘ぐ性なる夜」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「HEAVEN SEX 50%」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「HEAVEN SEX 70%」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「HEAVEN SEX 90%」と表示のある製品

であって、その内容物が液体のもの

(23) 次の写真に示すとおり、被包に「510 SHISHA PEN natural」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(24) 次の写真に示すとおり、被包に「RUSH SHISHA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(25) 次の写真に示すとおり、被包に「EROS CORE 202X」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(26) 次の写真に示すとおり、被包に「おねだり くちまん娘」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(27) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX BEAR LOVE MONSTER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(28) 次の写真に示すとおり、被包に「Dangerous Jungle 90%」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(29) 次の写真に示すとおり、被包に「幻 MAHORO」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(30) 次の写真に示すとおり、被包に「ABNORMAL SHOOTER GOLDEN LABEL EXTREAM FORMULA」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(31) 次の写真に示すとおり、被包に「MUGEN くりイキ」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(32) 次の写真に示すとおり、被包に「alien doping」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(33) 次の写真に示すとおり、被包に「THE ENDLESS Cowper」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(34) 次の写真に示すとおり、被包に「ORGAZSM STINGER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(35) 次の写真に示すとおり、被包に「SHABURIMIX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(36) 次の写真に示すとおり、被包に「ネコ専 しゃぶりズム」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(37) 次の写真に示すとおり、被包に「YARIMAN NURE2 OMEKO」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(38) 次の写真に示すとおり、被包に「S RED X HAWK」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(39) 次の写真に示すとおり、被包に「SEIKI」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(40) 次の写真に示すとおり、被包に「凌辱キングダム」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認められるため。